

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

公立大学法人長野県立大学が行った後述の第 2 の 1 の (5) 及び 2 の (2) の一部公開決定は、妥当ではなく、非公開とした部分を公開すべきである。

### 第 2 審査請求の経過

#### 1 令和 6 年 9 月 5 日付け 6 県大第 333 号「公文書一部公開決定」について

- (1) 令和 5 年(2023 年) 2 月 14 日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成 12 年長野県条例第 37 号。以下「条例」という。）に基づき、別表 1 の「公開請求の内容」欄に記載の内容について公文書公開請求（以下「本件請求 1」という。）を行った。
- (2) 令和 5 年 2 月 28 日、公立大学法人長野県立大学（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求 1 に対して、別表 1 の「公文書の名称」欄に記載の公文書を特定し、公文書公開決定を行った。
- (3) 令和 5 年 3 月 8 日、審査請求人は、本件実施機関に対して、(2) で公開された文書は審査請求人が求めるものでないため、(2) の公文書公開決定を取り消し、審査請求人の求めに正しく応じた新たな公文書公開決定をすることを求めて審査請求を行った。
- (4) 令和 6 年 6 月 20 日、本件実施機関は、(3) の審査請求に対して、(2) の公文書公開決定を取り消し、審査請求人の求めに応じた公文書を特定した上で改めて公文書一部公開決定する旨の認容裁決を行った。
- (5) 令和 6 年 9 月 5 日、本件実施機関は、(4) の裁決に基づき別表 2 の「公文書の名称」欄に記載の公文書を特定し、「公開しない部分」欄に記載の部分（以下「本件非公開部分 1」という。）を「公開しない理由」欄に記載の理由により非公開とする公文書一部公開決定（以下「本件決定 1」という。）を行った。

#### 2 令和 6 年 9 月 5 日付け 6 県大第 324 号 「公文書一部公開決定」について

- (1) 令和 6 年 8 月 21 日、審査請求人は、条例に基づき、別表 3 の「公開請求の内容」欄に記載の内容について公文書公開請求（以下「本件請求 2」という。）を行った。
- (2) 令和 6 年 9 月 5 日、本件実施機関は、本件請求 2 に対して、別表 3 の「公文書の名称」欄に記載の公文書を特定し、「公開しない部分」欄に記載の部分（以下「本件非公開部分 2」という。）を「公開しない理由」欄に記載の理由により非公開と

する公文書一部公開決定（以下「本件決定2」という）を行った。

- 3 令和6年9月18日、審査請求人は、本件実施機関の行った本件決定1及び本件決定2（以下「原処分」と総称する。）の取消し並びに本件非公開部分1及び本件非公開部分2（以下「本件非公開部分」と総称する。）の全部公開を求めて審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等で行った主張は、おおむね次のとおりである。

「公開しない部分」とした「委員会に所属する具体の教職員氏名」はそれを公開しても「大学運営の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」とは言えず、非公開にする理由がない。

### 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が弁明書等で行った主張は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第7号該当性について

各委員会等は、大学運営の根幹に関わり、各委員等は一定の権限を有するもので、審議や意思決定の中立性が損なわれないようにする必要があるため、以下の理由から各委員等の氏名は公開することができない。

なお、当法人が定める規程等により、特定の役職者を充てることが明示されている者については、当該役職者の氏名が大学ホームページ上で公開されていることから公開している。

#### (1) グローバル化推進検討会議（グローバルセンター）の委員の氏名

教育課程の一環である海外プログラムの企画及び実施、海外大学との学術交流協定の交渉及び締結等大学の国際交流に係る方針及び計画の策定や実施を決定しており、公開することで、留学先や協定校や業務委託先の選定に不当な関与を受けるおそれがある。

#### (2) ソーシャル・イノベーション創出センター運営委員会（ソーシャルイノベーション創出センター）の委員の氏名

大学教員及び学生と地域事業者等との連携や持続可能な社会づくりを目指す人材の育成方針等について決定しており、公開することで、連携先の選定や人材育成方針について、不当な関与を受けるおそれがある。

#### (3) リスクマネジメント委員会の委員の氏名

災害や情報漏洩等学生、教職員等の危機管理方針について決定しており、公開することで、サイバーセキュリティや施設警備体制等大学内部の機密情報に係る決定について、不当な関与を受けるおそれがある。

- (4) 教務委員会（GM4、食健康1、こども1）、教職課程部会（教職課程委員会）、  
教学マネジメント検討ワーキンググループ及び教学マネジメント学長会議の委員等  
の氏名

教育課程の編成及びその実施等教務全般に関する方針を決定しており、公開する  
ことで、本学の教育課程に係る率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に  
損なわれ、教育研究活動が停滞するおそれがある。

- (5) 学生支援委員会の委員等の氏名

学生寮や経済的支援等学生に関する重要事項を決定しており、公開することで、  
特定の学生への便宜供与等不当な関与を受けるおそれがある。

- (6) 入試委員会の委員等の氏名

学生募集、入学者選抜の実施、試験問題等の重要事項の決定を行っており、公開  
することで、入学者選抜の制度設計の検討や、試験問題の漏洩等、入学者選抜の信  
頼性を損なうおそれがある。

- (7) 図書館・紀要委員会の委員等の氏名

図書館の管理・運営方針や紀要の発行を決定しており、公開することで、刊行物  
の内容や管理・運営方針に不当な関与を受けるおそれがある。

- (8) 倫理委員会及び動物実験専門部会の委員等の氏名

医学系の研究及び動物実験の適正な実施について審査を行っており、公開するこ  
とで、関係事業者等からの不当な関与等を受けることにより、適正な倫理審査に支  
障をきたすおそれがある。

- (9) キャリアワーキンググループ（キャリアセンター）の委員の氏名

学生のキャリア形成及び就職に関する支援についての企画立案や職業紹介業務等  
大学の就職支援戦略の方針を決定しており、公開することで、採用する就職支援及  
び職業紹介サービスの選定に不当な関与を受けるおそれがある。

- (10) 衛生委員会の委員の氏名

職場環境の改善に資する労働災害や健康被害等への対策について決定しており、  
公開することで、当事者や関係者に誤解や予断を与え、不当な関与を受けるおそれ  
がある。

- (11) 自己点検委員会の委員等の氏名

教育研究水準の向上や社会的責任を果たすための大学教育の内部質保証の実現に  
ついて決定しており、公開することで当事者や関係者に誤解や予断を与え、不当な  
関与を受けるおそれがある。

- (12) FD・SD委員会の委員等の氏名

教職員の能力開発を目的とした研修プログラムの開発及び実施方針等について、  
決定しており、公開することで、実施プログラムの内容や目指すべき教職員の育成  
方針に関し、不当な関与を受けるおそれがある。

- (13) 法律顧問の氏名

業務に関する法律上の諸問題への助言を行っており、公開することで、係争や相  
談の事案に対し、不当な働きかけや被害を受けるおそれがある。

- (14) 言語教育センターのセンター長等の氏名

CALLシステム及び視聴覚教材の管理や語学学習の支援を行っており、公開することで、特定事業者からの便宜供与等の不当な関与を受けるおそれがある。

(15) 利益相反アドバイザーの氏名

公的研究の公正性、信頼性を確保するため、教育研究活動や産学官連携を含む社会貢献活動を行う際の利益相反行為の有無についての学内相談窓口を担っており、公開することで、利益相反先となる事業者等からの便宜など不当な働きかけ等不当な関与を受けるおそれがある。

(16) ハラスメント相談員の氏名

人権及びハラスメント問題の相談窓口を担っており、秘匿性の高い個人情報扱うことから、公開することで、外部からの干渉を受けることにより、当事者や関係者に誤解や予断を与え、不当な関与を受けるおそれがある。

(17) 各委員会等の書記及び事務局の氏名

公開することで、外部からの不当な関与を受けるおそれがある。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進を図ることにより県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、保護すべき個人情報等を除き原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

### 2 本件公文書及び本件非公開部分について

原処分において、本件実施機関が特定した公文書は、「長野県立大学 役員一覧（令和3年度）」及び「長野県立大学 法人委員会他委員一覧（令和4～6年度）」であり、本件非公開部分は、各委員会等に所属する委員等の氏名である。

本件実施機関は、各委員会等は、大学運営の根幹に関わり各委員等は一定の権限を有するもので、審議や意思決定の中立性が損なわれないようにする必要があるため、本件非公開部分は、公開すると外部からの不当な関与を受けるなど、大学運営の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張する。一方で、審査請求人は、本件非公開部分を公開しても、「大学運営の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」とは言えず、非公開にする理由はないと主張する。したがって、本件非公開部分の条例第7条第7号該当性について、以下検討する。

なお、各委員会等により公開範囲が異なることから、各委員会等の概要について本件実施機関に確認したところ、各委員会等の概要については別表4のとおりであった。

### 3 条例第7条第7号について

本号は、公開することにより、地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものを非公開とする旨を規定している。

公開することにより生ずる支障の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならず、公開することによる支障のおそれは、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと考えられる。

以下、本件実施機関が非公開を主張する別表４の各委員会等の本号該当性について順次判断する。

- (1) 初めに、別表４の(1)から(12)までの委員会等については、委員等の一部が、それぞれ、本件実施機関の規程に基づき充て職として定められている場合又は原処分によって公開された公文書において既にその役職若しくはその氏名が公開されている場合に該当する。

ア 別表４の(1)から(8)までの委員会等の委員等（書記を除く。以下アにおいて同じ。）の氏名については、別表５のとおり本件実施機関の規程に基づき充て職により委員等として定められている者の氏名が含まれている。当該規程において充て職となっている者については、既に本件実施機関の運営する大学のホームページ等で氏名を特定できるため、当該氏名を非公開とする合理的な理由が認められない。また、充て職の委員等の氏名が公開されることによって不当な関与を受けるといった支障の蓋然性は現に認められず、これと同様に、充て職となっていない他の委員等の氏名について公開とした場合にも、本件実施機関が主張するような不当な関与を受けるといった法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした別表４の(1)から(8)までの委員会等の委員等の氏名については、公開すべきである。

イ 別表４の(9)及び(10)の委員会等の委員等（書記を除く。以下イにおいて同じ。）の氏名については、原処分によって公開された公文書において、(9)には「学務課長」が、(10)には「学務課長」及び「企画幹」がそれぞれ委員に含まれることが明らかである。当該公文書において、特定の役職の者（大学教授又は職員）が委員に選任されていることが既に公開されているため、アと同様に、当該委員等の氏名は公開されることになり、あわせて他の委員等の氏名について公開とした場合にも、本件実施機関が主張するような不当な関与を受けるといった法的保護に値する程度の蓋然性はあるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした別表４の(9)及び(10)の委員会等の委員等の氏名については、公開すべきである。

ウ 別表４の(11)及び(12)の委員会等の委員等（書記を除く。以下ウにおいて同じ。）の氏名については、原処分において、既に一部の者の氏名が公開されている。あわせてア及びイと同様に他の委員の氏名について公開とした場合にも、本件実

施機関が主張するような不当な関与を受けるといった法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした別表４の(11)及び(12)の委員会等の委員等の氏名については、公開すべきである。

(2) 次に、別表４の(13)から(21)までの委員会等については、原処分において、委員等の全部が公開されておらず、かつ、３の(1)のアに示したような充て職として定められている場合にも該当しないことから、各委員会等の性質を考慮して個別に判断する。

ア 別表４の(13)から(17)までの委員会等の委員等（書記及び事務局を除く。以下アにおいて同じ。）の氏名については、仮に公開することで関係者等からの圧力、干渉等により当該委員等が何らかの影響を受ける可能性は否定しないが、当該委員会等は合議制であり、当該影響が審議等の中立性・公平性を害するといった法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められない。

なお、(17)の委員の氏名欄の一部には、空欄となっている部分を確認できる。この部分について公開したとしても支障が認められないことは、明白である。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした別表４の(13)から(17)までについては、公開すべきである。

イ 別表４の(18)の法律顧問の氏名については、仮に公開することで係争や相談の事案に対し、不当な働きかけ等を受けるおそれがあるとしても、法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められず、また、法律の高度な専門性により、当該不当な働きかけ等に影響されない社会正義に適う職務遂行が期待されるものである。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした別表４の(18)の法律顧問の氏名については、公開すべきである。

ウ 別表４の(19)の言語教育センターのセンター長等の氏名については、仮に公開することで、教材等を扱う当該センター長等に対する特定事業者からの便宜供与等につながる可能性があるとしても、本件実施機関において、一般に教材等を扱う者は、当該センター長等に限られず、他の教材等を扱う者と比べても特別な差異があるといった事情は確認できず、法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした別表４の(19)の言語教育センターのセンター長等の氏名については、公開すべきである。

エ 別表４の(20)の利益相反アドバイザーの氏名については、仮に公開したとしても、教職員等からの利益相反に関する相談内容が公開されているわけではないことから、利益相反先となる事業者等から不当な働きかけ等を受けるといった法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした別表４の(20)

の利益相反アドバイザーの氏名については、公開すべきである。

オ 別表４の(21)の相談員の氏名については、公立大学法人長野県立大学ハラスメントの防止等に関する規程により、各部局及び学内の掲示板等で周知するものとされており、現に学生等の相談を受け付けるものについて学内で周知していることから、既に公開されているものと認められ、当該相談員の氏名を非公開とする合理的な理由が認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした別表４の(21)の相談員の氏名については、公開すべきである。

(3) 各委員会等の書記及び事務局の氏名については、これらの者は記録の客観性を保つ等の役割によって審議等の場に関わるのであって、委員等によって行われるべき審議等に実質的に関与するものでないと考えられることから、仮に氏名を公開しても、当該審議等の中立性・公平性を害するといった法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした各委員会等の書記及び事務局の氏名については、公開すべきである。

#### ４ 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### ５ 結論

以上のことから、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第６ 審査経過

令和６年（２０２４年） １１月１９日 諮問

令和７年（２０２５年） ３月１９日 審査請求人及び本件実施機関からの意見聴取並びに審議  
５月２７日 審議終結

（別表１）

| 公開請求の内容                                           | 公文書の名称                                                                                                                                                                                       | 公開しない部分 |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 長野県立大学大学院の各教員がどの委員会に所属しているか分かる文書（令和３年度と令和４年度の２年分） | ・公立大学法人長野県立大学人事委員会規程<br>・公立大学法人長野県立大学自己点検委員会規程<br>・公立大学法人長野県立大学リスクマネジメント規程<br>・公立大学法人長野県立大学人権・ハラスメント委員会規程<br>・公立大学法人長野県立大学職員安全衛生管理規程<br>・長野県立大学入試委員会規程<br>・長野県立大学教務委員会規程<br>・長野県立大学学生支援委員会規程 | なし      |

|  |                                                                                                                                                   |  |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県立大学ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント委員会規程</li> <li>・長野県立大学図書館・紀要委員会規程</li> <li>・長野県立大学倫理委員会規程</li> </ul> |  |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

(別表 2)

| 公開請求の内容                                           | 公文書の名称                                                                                                   | 公開しない部分                                                             | 公開しない理由                                                                                                        |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長野県立大学大学院の各教員がどの委員会に所属しているか分かる文書（令和3年度と令和4年度の2年分） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県立大学 役員一覧（令和3年度）</li> <li>・長野県立大学 法人委員会他委員一覧（令和4年度）</li> </ul> | 委員会に所属する具体の教員氏名が記載されている部分（規程等に充て職となっており、法人ホームページで当該氏名が公表されているものを除く） | 委員会は、大学運営の根幹に関わることから、各委員は一定の権限を有している。そのため、各委員会に所属する教員氏名を公開することにより、外部からの不当な関与を受けるなど、大学運営の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。 |

(別表 3)

| 公開請求の内容                   | 公文書の名称                                                                                                         | 公開しない部分                                                             | 公開しない理由                                                                                                         |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員会の委員一覧（令和5年度と令和6年度の2年分） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県立大学 法人委員会他委員一覧（令和5年度）</li> <li>・長野県立大学 法人委員会他委員一覧（令和6年度）</li> </ul> | 委員会に所属する具体の教員氏名が記載されている部分（規程等に充て職となっており、法人ホームページで当該氏名が公表されているものを除く） | 委員会は、大学運営の根幹に関わることから、各委員は一定の権限を有している。そのため、各委員会に所属する教職員氏名を公開することにより、外部からの不当な関与を受けるなど、大学運営の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。 |

(別表 4)

| 番号  | 委員会等の名前                     | 委員会等の概要                                                 |
|-----|-----------------------------|---------------------------------------------------------|
| (1) | グローバル化推進検討会議<br>(グローバルセンター) | グローバル化の推進を図るため、海外プログラム、海外大学との学術協定、その他留学、国際交流等に関する業務を行う。 |
| (2) | ソーシャル・イノベーション               | 大学内外の多様な人材と知的資源を結びつけ、ソーシャル・                             |



|      |                                      |                                                                                                                                               |
|------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | ン創出センター運営委員会<br>(ソーシャルイノベーション創出センター) | イノベーションに挑戦する人材を育て、支援するため、教員、学生と地域事業者等多様な主体との連携、協働及び研究活動の支援に関する審議を行う。                                                                          |
| (3)  | リスクマネジメント委員会                         | 学生、教職員及び関係者の安全や安心並びに大学運営の持続可能性を確保するため、教育、研究その他の大学の運営に何らかの影響を与え、又は与えるおそれがある様々な事象（災害、研究、法令違反等）への対処について、リスクマネジメントの企画立案、教育研修、危機管理対策の評価等に関する審議を行う。 |
| (4)  | 教務委員会（GM4、食健康1、こども1）                 | 全学に関わる教務及び学部間における教務の連絡調整に関する審議を行う。                                                                                                            |
| (5)  | 学生支援委員会                              | 学生支援を行うため、寮、学生生活、課外活動及び授業料免除等経済的支援に関する審議を行う。                                                                                                  |
| (6)  | 入試委員会                                | 大学の入学者選抜について、入学者選抜方法及び学力検査実施教科・科目、学生募集要項、出題及び採点、入試情報の開示等に関する審議を行う。                                                                            |
| (7)  | 図書館・紀要委員会                            | 長野県立大学図書館の管理及び運営、紀要の刊行、リポジトリに関する審議を行う。                                                                                                        |
| (8)  | 内部質保証委員会                             | 教育研究および管理運営等に関する自己点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを継続的に行うことにより、教育研究水準の向上を図り、自らの責任でその質を保証するため、内部質保証に関する方針、自己点検・評価の策定及び結果に基づく課題抽出と改善方針の提示に関する審議を行う。     |
| (9)  | 倫理委員会                                | 教育・研究等について、倫理的配慮を求めるため、大学の教員、学生及び大学の研究活動に従事する者が行う研究等の計画に係る倫理審査の申請があったとき、人を対象とする医学系研究の実施及び動物実験等の適正な実施に関する審査を行う。                                |
| (10) | 教学マネジメント検討ワーキンググループ                  | 教育の内部質保証に関する PDCA サイクルを恒常的に回すため、成績評価、シラバス、学修成果の可視化に関することなど、大学の教育力を更に高める仕組みの検討を行う。                                                             |
| (11) | キャリアワーキンググループ（キャリアセンター）              | 学生のキャリア形成及び就職に関する支援を推進するため、支援の企画立案、キャリア育成支援、就職支援及び職業紹介に関する業務を行う。                                                                              |
| (12) | 衛生委員会（労働安全衛生法18条）                    | 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策について、健康の保持増進対策、衛生に係る労働災害の発生及び再発防止策に関する審議を行う。                                                                         |
| (13) | 自己点検委員会                              | 教育研究水準の向上を図るとともに、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況の自己点検・評価について必要な事項に関する審議を行う。                                                                    |
| (14) | FD・SD 委員会                            | 教育の質の向上のため、教育研究活動の改善のための立案、研修プログラムの開発及び実施並びに情報収集及び提供に関する審議を行う。                                                                                |

|      |              |                                                                                  |
|------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| (15) | 教職課程部会       | 大学の教職課程の水準を維持・向上させるために、教職課程に関する目標計画、編成、学生指導、単位認定及び自己点検・評価に関する審議を行う。              |
| (16) | 教学マネジメント学長会議 | (10)と同様                                                                          |
| (17) | 動物実験専門部会     | (9)の人を対象とする医学系研究の実施及び動物実験等の適正な実施に関する審査を行うために設置されている。                             |
| (18) | 法律顧問         | 業務に関する法律上の諸問題への助言を行う。                                                            |
| (19) | 言語教育センター     | 語学学習支援を図るため、英語集中プログラムの企画及び立案、語学学習用機材の維持管理及び貸出等、留学生の学修及び生活の支援に関する業務を行う。           |
| (20) | 利益相反アドバイザー   | 利益相反問題を未然に防ぐため、教職員等からの利益相反に関する質問又は相談に対しての必要な助言又は指導に関すること、自己申告書の提出に係る事務に関する業務を行う。 |
| (21) | ハラスメント相談員    | ハラスメントの未然防止又は問題の迅速かつ適切な処理をするための相談窓口に関する業務を行う。                                    |

(別表5)

| 番号  | 委員会等の名前                                                  | 充て職                                                    | 規程                                       |
|-----|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| (1) | グローバル化推進検討会議<br>(グローバルセンター)                              | グローバルセンター長<br>(センター長)                                  | 長野県立大学グローバル化推進検討会議規程                     |
| (2) | ソーシャル・イノベーション創出<br>センター運営委員会<br>(ソーシャルイノベーション創出<br>センター) | グローバルマネジメント学部企(起)業コース長(センター長)                          | 公立大学法人長野県立大学<br>ソーシャルイノベーション<br>創出センター規程 |
| (3) | リスクマネジメント委員会                                             | 大学運営会議に所属するもの(委員長及び委員)<br>※大学運営会議に所属する者の氏名については、原処分で公開 | 公立大学法人長野県立大学<br>リスクマネジメント規程              |
| (4) | 教務委員会(GM4、食健康1、こども1)                                     | 学務課長                                                   | 長野県立大学教務委員会規程                            |
| (5) | 学生支援委員会                                                  | 学務課長                                                   | 長野県立大学学生支援委員会規程                          |
| (6) | 入試委員会                                                    | 学務課長                                                   | 長野県立大学入試委員会規程                            |
| (7) | 図書館・紀要委員会                                                | 図書館長                                                   | 長野県立大学図書館・紀要委員会規程                        |
| (8) | 内部質保証委員会                                                 | 学長<br>学部長及び学科長                                         | 長野県立大学内部質保証委員会規程                         |